

『裁判官の心証形成の心理学』(2)

ゴットホルト・ボーネ著

庭山英雄訳

(中京大学教授)

田中嘉之訳

(弁護士)

第5章 心証形成の心理学的分析 (解決行為↓解決意識↓検証)

(50) これまでに述べてきた情緒的要素を考慮して、以下に心証形成に至る心的過程を一層詳細に分析してみることにする。

この過程についてはまず思考過程が問題になることは自明であり、本気でこれを争うことはありえないと思われる。なぜなら明白と考えられる知覚や非常に簡単な認識による明証の場合を別にして、心証はすべて、いろいろな事
情・知覚・表象・感覚 (Sinnesindruck) などの結合に基づくからである。一方、意識に上ったこれらの要素が他
の思考の流れに組み入れられることは、その組み入れが意識されると否とを問わないからである。こういう複雑な素

材の了解は、すべて判断に始まり、その判断はすべて表象もしくは表象の結合に対する承認か否認かのいずれかなのである。「判断行為は、直接与えられるか引き出されるかする認識データの客観的把握である。」それゆえ、心証形成が引き続き行なわれる場合、その源となる素材は心的——とりわけ意識的——性格のものである。このことは、思考の流れへの意識的・無意識的組み入れが、意識過程・思考過程——したがって全体としては一つの思考過程あるいはいくつかの思考過程全部——の結末であっても、変わりはないのであって、それを組成する個々の判断行為においては、絶えず知的関心が働いているのである。

(51) ところで、思考過程を惹起して推進するこの認識関心は、「最も根源的な生物学的関心、個人の全生活に浸透している自己主張ないし顕示の傾向に直接根ざしている。」なぜなら、どの認識——それから得られるどの心証——も、人間にとっては、世界ならびに自身の生活において正道を見いだす——自己主張をせざるをえない周囲の現実の中で自らを正しい方向に導く——ための手段だからである。しかし、絶えず機能しているこの認識関心を導くものは真理規範 (Wahrheitsnorm) であって、「直接間接いずれにしろ、その主観的規準はつねに所与の認識データにもとづいて把握すべきだとの——思考の必然性の——意識である。この目標に到達すると同時に、生じた表象が被再現事象に対応し、判断中に表象されている体験が現実であるとの確実性がえられるのである。こういう真実意識として感得される確実性は、それゆえに、判断の内容が現実だと表象されるかぎり、判断自身 (判断行為) にも結果 (心証) にも関係する。なぜなら、「真実意識とは、表象されるとおりに被表象客体が現在する」との心証に外ならないからである。ところで、すでに見たとおり、判断行為にはまさしく根源的な生物学的意味が付与されているので、このことから、真実感——真実意識に結びついている強い感情——も説明することができる。認識関心を満足させ、認識関心によって実現が目指される真実感は、より遠くにある目標でもあることは明らかである。したがって、真実感において

(52) 「認知的思考作用 (Denkfunktion) の中に真実を追い求める意志が、その目的を遂げた」ということが直接に体験される。直接的真実意識には、いつでも真実が価値と意識される感情が随伴している。

以上によって、心証形成の体験過程が認知の範囲をはるかに超えるものであること、またすでに見たように、自己主張に役立つ認識過程が感情の領域——いわゆる知的感情——に属することに疑いの余地はない。

けれども、この感情の一層詳細な分析に入る前に、まず第一に認知的性質の心的過程——それは真実感に伴う——が、心理学において通常問題解決と呼ばれるものと同じか否かという問題が検討されなければならない。

問題解決——解決行為・解決意識・解決検証の三つの行為で達成される——では、本来右の三つが順次起こるのであるが、意識的にそれらが同時発生するということもある。たとえば難解な外国語の文章の翻訳とか、なぞ解きとか、絵画の分類識別とか、ゲーテによる間挿骨の発見 (ミュラー||フライエンヘルスが挙げている例) とか、あるいは積分方程式を解くことなどを考えてみるとよい。

これらのどの例においても、真正な問題解決——単一もしくは複合的問題に対する解決——が問題になるのである。その解答は絶対的な不確実性を除去するものでなければならない。その種の問題の解決は、一義的でなければならない。なぜなら、二者択一的解決ではいつでも、少なくとも部分的に、同じ問題が残り、不確実性は除去されないからである。他方、これらのどの例においても、発見された解答は検証——正当性の審査ないし「解決の客観的規準の提出」——を直接受ける。結論が検証されて初めて、解決が明証といえるものになるのである。

こういう問題解決過程を分析すれば、その過程においては、心証形成の結論とか体験とかの場合と同じ心的過程が問題になるのかどうかということが明らかになるであろう。

まず解決行為の分析から始めよう。この解決行為は、全体として見れば、認知的過程 (kognitive Prozess) であ

って、それは意志衝動により一定の目標に向かって推進され、そしてその目標に到達する。個々のに見れば、その実質はいろいろな解決の可能性が比較考慮もしくは組合せによって熟考される点にある。この熟考の範囲すなわち所与の事実の組合せの可能性は、空想力如何によるものである。したがって、解決の可能性が思い通りに検討される機会が多ければ多い程、それだけ早く正しい組合せによる解決ないし発見が行なわれることになる。その際、たとえば三段論法的推論のごとき合理的処置がとられることは、記憶の助けを借りて行なわれる検討よりもはるかに少ない。記憶内容の選択は、解決可能性に対するまさしく空想的洞察によって行なわれ、最終的に論理的抵抗に無縁な結論が発見されるに至る。そういう解決の試みの際、解決の一定の性質が組合せの数を限定する条件として与えられ、それによって三段論法的推論の途上で評価されるべき解決の方針が示されることは自明である。しかし一般的には、解決行為固有の特質がそういう点にないことは、次のことから明らかである。すなわち、ただ単に漠然と解決を思索するのは果てしない試みであるのみならず、誤った方向にも行きかねないので、純粹な三段論法的推論の形式的正しさだけでは規準として不十分である。

かくして形式論理により、思考過程の意識内容から判断規準が引き出されると信じられているが、ミュラー||フライエーンヘルスの主張のごとく、本来これは受け容れ難い種類の心理主義である。むしろこれに対し、空想により表象された多くの解決の可能性の中から選択された試みの組が思考の上で全く抵抗に遭わなければ、打開策——矛盾のない事実の組合せ——の探策に成功し、それと同時に解決意識ないし解決感——解決が正しく確実なこと——の心証が生ずることは明らかである。

ところでこのような過程は、事情によっては互いに矛盾するいろいろな証言に基づいて事実過程を再構成する際の裁判官の心証形成過程と同じなのであろうか。「問題解決」と比べた場合の本質的な相違点が次の点にあることは自

明である。すなわち、裁判官の心証形成の場合には、たとえばなぞ解きや絵画鑑定の場合のように、一義的で目標を誤らない問題に対する、一義的で簡明な解答を結論として期待できず、複合的な事実過程を再構成し、多数の個別的事象や情報に有意義な関係づけを行わなければならない。

なるほど両方の場合とも、「正しい」解決はただ一つだけである。けれども、なぞ解きや絵画鑑定の場合には、一つの解決だけが可能ないし思考可能であるのに対し、たとえばそのうちの一つだけが正しい——事実過程に対応している——としても、信憑性の異なるいろいろな証人の供述に基づいて事実過程を再構成する場合には、事情によっては多くの解決が可能であり、しかも想起可能なのである。ところで、外ならぬそういう多様な解決の可能性の存在が解決を困難にし、正当感ないし確実感の生ずるのをより困難にし、湧き起こる疑問を徐々にしか排斥しないのである。そして後者の場合にも同様に検証が相当困難になることについては、後に触れることにする。

しかしこのようにかなりの相違点があるにしても、問題解決も裁判官の心証形成——これは日常生活を送る中でわれわれが毎日否毎時くりかえし行なっている確信形成と全く一致する——も共に、心理学的に見ればその本質は変わらないという見解は、多分受け容れられるであろう。なぜなら、裁判官の心証形成において——たとえばそれらが有機的なものであるとしても——、多くの個別的問題の総合——いわば個々の同種の問題の心理学という統合——が問題になるかぎり、両者の違いは本質的に量的なものであって質的なものではないからである。そういう個々の問題は、それらを総合して初めて、統一のとれた全体、問題複合体もしくは再構成すべき事象自身となるのである。ここで再びわれわれは、出発点となった区別に突き当たることになる。もちろんここでは、複合的であるがゆえに量的に別種とされる問題解決は、いわゆる質的な蓋然性予測によってのみ可能で、ただ主観的現実性をもたらずにすぎないのに対し、これと量的に異なる（個別的な）複雑な問題解決は、量的な蓋然性診断を使ってのみ可能であり、それが

客観的確實性としての洞察をもたらすのである。

(56) さて、問題解決の場合にも裁判官の入り組んだ心証形成の場合にも、心的過程の初めに位置するこういう解決行為は個々のにどのように行なわれるのであろうか。

すでにわれわれは次のことを承認した。すなわち、解決行為は意志衝動によって推進され、目標の表象によって方向を定められる思考過程であること、その過程が可能な解決を空想によって表象の上選択して解決の道への出口を見出す、つまり可能な事実の結合の組合せによって論理的抵抗に遭わない解決の可能性を発見するものであること。

右の過程においては、所与のもしくは表象された可能性を概観しうるような基本的な確實性体験は全く存在せず、むしろ思考過程こそが必要不可欠であることを承認することから、われわれは出発したのであった。

さて、この思考過程の本質は常に新しい関係把握 (Beziehungserfassung) にある。したがって、そういう関係把握に編入不可能な可能性は消去される。そのようにして、解決の意図で考えられた組合せの輪が次第に狭められていって、最終的には解決に至る関係把握のすべてを正当に取り扱う結果となるのである。そして、そのことが、すべての疑問を排除するところの解決ともなるのである。この場合、二番目の関係把握の段階で確實性が生ずることもないではないが、一〇番目あるいは二〇番目の段階に至って初めて生ずることもある。その際、後の段階が前の段階を不十分であるまたは特に十分とはいえないと判定することが時にある。このような関係把握は、経験によって可能になる。それゆえ、考察の対象になつている分野の経験的知識の範囲が広がるにつれて、関係の可能性や組合せの数も増えていき、それに伴って、どれかの関係の可能性を消去することによって、より早くかつより苦勞なく確實性に到達することができるといえる。その場合、認識を直接的な問題のない関係把握に還元することによって、自然的確實性のみならず哲学的確實性が生ずるか否かということは大して問題にならない。問題解決——確實性ならびに心証形成の心

的構造の洞察——のためには、確実であると判断される事実関係（それが単一、複合いずれであるとを問わず）自体がどのようにして認識されるか、その種類と方法とに關する新らしい真相把握の中に確実性の本質が存在するということを認識するだけで、全く十分である。たとえば經驗の教えるところによると、檢流計の振れを異論のないように測定するためには、簡単にチラッと目をやるだけでは十分でない。正確に測定するためには——光学機器によるにせよ、細かい目盛をプロジェクターで写し出すにせよ——むしろより精密な觀察が必要であつて、そのようにして初めて確実性が確保できるのである。以上のことから次のように言うことができよう。すなわち、根拠づけが詳細であればある程確実性は強くなるが、その根拠づけとは、關係連関（*Beziehungszusammenhang*）の洞察を漸次明らかにし、事件の原因をなす事象ないし状態の概観を可能にすることである。

(58) 問題解決の第一段階たる解決行為は、通常、多くの思考過程から成り立っているが、これも純粹には知性的過程ではなく、感情の伴うものであることは、機械的に推移する思考過程——それが始まるのが意志衝動によってであるのと同様に、それが前進するのも別の意志衝動によってである——は一つもなく、通常、それには意識的もしくは無意識的な目標の表象が伴う、ということが明らかである。しかしどの意志過程にも、快感と活動の感情——快感感情（*Lustgefühl*）と活動感情（*Tätigkeitsgefühl*）——が伴い、ちょうど旅人が当初進路を疑ってみたが、後で正しかったと悟ると同じように、疲労と満足、活動と生気の感情が伴うのである。これらの感情は本来、純粹に知性的な洞察と推測とがこれを行なおうとすれば行なうことができるのと同様に、確実感に向かって繰り出してはいるが、なお進むべき道程の長さを示すものと言つてよいであろう。

これらの感情はまた、思考過程の解決ののちに解決意識と結びつくものであり、この過程の通常第二段階の分析をすれば、単純な問題解決ないし日常的な心証形成と裁判官の心証形成とが本質的に同種のものであることが、まず

第一に明らかになるであろう。この点につきミュラー＝フライエンヘルスは次のように正当に指摘している。すなわち、時には解決意識が予感ないし予期として解決行為に先行することがある。このことは特に思考主体が長時間にわたり絶えず問題解決に取り組んで潜在意識の素材を総合判断に供給し、その結果、解決行為自体がまだ意識されない段階で潜在意識の中で達成されつつある解決が、すでに解決感・知的快感の形で現われる。しかしこういう場合にも、解決行為が意識的に行なわれるときに解決意識が初めて濃密化していった、やがて十分に感じられる程度の主観的確実性に至るのである。この感情は確かに、意識的な検証を受けて初めて終局的明白性と明確性とを取得する。

以上のことから次のことが明らかである。すなわち、解決意識にはいろいろな程度があつて、可能な解決のおぼろげな見込みから疑問の余地のない確実性に至るまで、その段階は連続して高まっていく。そしてそれは、心理学上の法則に基づいて把握可能である。解決意識の出現にさいし論理的思考のみが原因となることは決してなく、むしろその因果関係の大部分は、かなり深く潜在意識圏に存在する。

また、このことから次の結論が導き出される。すなわち、意識的な根拠づけが全く行なわれないか、確かに頻繁には十分な根拠づけが行なわれないかしても、高度の主観的確実性に到達する確実性体験というものがある。

そして最後に付言するならば、確実性体験は、固有のもの、独立した体験、切り離された心的事象のいずれでもありえず、むしろ意識的事象の従属部分であるということも確かである。なぜなら、ビューラーも言及しているごとく、こういう確信の対象ないし事実を意識の中に持つことなくして——確信を抱いている事柄を意識的に把握することなくして——人間が確信を抱くということはありえないからである。しかしこのことは、表象と判断の対象との多様性を示すものといふことができる。事実ならびに事実連関 (Sachverhaltszusammenhang) を知ることは、根拠目標の意識的追求や根拠連関 (Begründungszusammenhang) / 熟慮と洞察、疑問と確実性の把握と同様な——それゆえ

に意志衝動によって導かれ、かつ感情の伴う過程に属する——精神作用の一種と考えられるのである。

(62) これらの過程に伴う感情すなわち表象や思考の推移に結びつく感情は一括して「知的感情」として把握される。思考がうまく行なわれたことつまり明証感に対する精神的満足感、正しく行なわれた推論・明確な概念形成ないし秩序ある思考経過に対する特別の満足もしくは快感はこの「知的感情」から生まれる。現実性の認識に至る思考過程が真実認識という特定目標に到達したとき、別に包括的な感情（論理的感情を含む）が現われるが、これを客観的真実感・明証感などと呼ぶことができる。特に複雑な問題過程におけるそれら「感」の強さは、求められている解決あるいは得ようと努力されている確実性への接近度、つまり正に解決行為を方向づける要素の目的原動力と考えられる。

感情とりわけ知的感情の出現をさらに追求していくと、まずそれを表象の相互作用もしくは欲動理論（Theorie der Trieb）に還元しうる見込みのないことがわかり、次いで他の過程に還元不可能な独立の過程が問題になることがわかる。その理由は経験上疑問のない次のことから明らかである。すなわち、そのすべての本質的特徴という点で快感、不快感のいずれも感情であり、感情の両「側面」である。快感、不快感は共に生活体（Organismus）の生活条件と一定の関係にある。生活条件が肉体面・精神面いずれにしろ十分でないとき不快感が伴う。したがって、この感情が種属の進化過程で徐々に現われ、自己ならびに種属の保存に役立つ予告信号として発達して来たとの推測が少なくとも成り立つ。

なぜなら、生活体に必要不可欠な気温・空気・養分および肉体の機能の正常な経過が快感をもたらし、それらの欠缺は不快感を惹起し、生活体に障害の除去へと駆り立てると同様に、精神作用、精神力の啓発・阻害など大小の共同体に利害関係のある一般的関係もまた快・不快感を強めることがわかるからである。

それゆえ感情とは、肉体面でも精神面でも、種属の出現とともに徐々に形成され、現在では個体の中に確固として

存在する調整器なのである。このことは、たとえそれが——生命の危険から身を守るための計画的境界設定という形で、感情の機能つまり信号で知らせて調整する機能を大幅に補うに至った——飼育の始まる前の時代すなわち「生存競争」の時代における程ではないにしても、重要性に変わりがないことを示している。人間はどの瞬間においても自己ないし生命の保持、環境に依じての方向づけなど、要するに生命維持にかかわる決定に駆り立てられるものであることを、今ここで思い浮かべてみれば、客観的眞実感の重要な意味がすぐにわかるであろう。それは単にある事実が眞実なることを証明するのみでなく、正に方向を指示することによって心証ないし決定の形成を導き調整する。この眞実感も、個体中に確固として存在する他のいかなる感情も、環境の任意の要求のどれをも充たすというわけではなく、経験上非常に頻繁に起こる場合をねらいとする。ということは次のことを意味する。すなわち、一方では、個体⁽⁶⁴⁾によってこの感情の強さや特色が異なる。他方では、出来事につき生活経過との関係で判断される合目的性または非合目的性の直接的認識・意識的認識を含んでいない。客観的眞実感の合目的作用は、そういう具体化された合目的性の認識の媒介に基づくのではなく、それによって媒介されるけれども意識的にはほとんど体験されない、意志と動作への心迫 (Drang) ——この心迫は潜在意識から生まれ、それによって維持される——によるのである。

感情の本質と由来とに関しわずかながらすでに知識を得たので、ここで特に解決意識に目を転じよう。まず、この感情——この知的一致・快感または確実性——と明証とが同義であるか否かが問題となる。これは次のように敷衍できよう。すなわち、ただ感情・直接的観察または経験という事実が問題になるのか、認識状態ないし意識状態の純粋な定立が問題になるのか、それとも客観的ないし絶対的な正しさが決して保証されることのない純粋な主観的体験が問題になるのか。

まず、認識論的概念が結局全部、明証の概念と結びつくことは確かである。なぜなら、絶対的確定性の与えられる

自明の命題が仮にないとすると、真実と蓋然性、必然性と可能性の概念は内容のないものになってしまうからである。次に、明証の概念は純粹に心理学的に、また直接に感情から理解されるわけでもないことも確かである。なぜなら、明証感は認識価値を持つわけではなく、ただ単に「認識論的にさらに詳しく規定されるべき動機の心的徴候とみなしうる」にすぎないからである。さらに、特に次のことがいえる。すなわち、主観的徴候の中でとりわけ感情的徴候は一番当てにならず、それゆえに判断の真偽が単なる感情に基づいて根拠づけられ、かつ弱い基盤の上に立っている認識論は、確かにヴントも言っているように自己の不十分さを間違いないものとする。

他方、明証を論理的命題の明証によって根拠づけること——論理主義がそれを行なっている——が同様に不十分かつ誤りであることを証明するのは難しいことではない。なぜなら、論理的命題の妥当性に基づいて明証の根拠づけを行なうならば、論理的命題は最終的に確かな尺度として使用され、かつ明証的なものとして説明されるので、循環論法に陥ることは明らかだからである。以上の批判は、明証を最終的なそれ以上定義できない事実と考えてみても、これを免れることはできない。なぜなら、事実は観察に現われるときにかぎり存在するとの権利主張ができるにすぎないからである。したがって、もし明証を最終的な事実と考えるならば、赤や青の色調、甘い辛いの味覚がこれ以上定義できないのと同様に、それ以上定義することができない直接的観察に明証の根拠を求めることになる。しかし、そうだとするとヴントが述べたように、次のように推論を進めざるをえなくなる。すなわち、直接的観察に現われるものは常に経験的に与えられたもの、つまり経験における所与ないし認識であつて、このことについてはカント以降もはや何人も疑わない。明証もまた経験の所産であるならば直接的観察はすべて心的過程であるから、論理主義はここで再び心理主義に陥り、両主義の違いは後者が明証を感情に還元するのに対し、前者が観察つまり感覚に還元するという点だけとなる。しかしながら、両見解とも一方は感情他方は観察という違いはあるにせよ、事実（より正確に

は直接的事実)に根拠を置いており、したがってこの直接性という要素を明証の究極にあるもの、つまりその本質としている点では同じである。この見解はなかならずブレンターノの主張するところであり、彼によれば「根本的な判断に単純な感覚を伴うことは確かであるが、そのことによって存在の承認が与えられているのである。」しかし、承認という要素がどの事実にも付随しているのならば、事実の把握と明証関係の把握とは一致する。すなわち、どの事実も——正にそれが存在に関する判断を含むという理由から——それ自体明証的なのである。

(67) このように全事実に拡張すると、明らかに明証の概念が独特の意味を失う。かくして、明確な認識という意味における認識可能性についての事実のみが、分類された特定の事実ならびに事実関係の存在の判断のみに高度の確実性を付与することとなった。けれども確実性は明証に基づくものであり、したがって一定程度の確実性ととりわけ絶対的な確実性を要求することは明証の概念——それは説明を要する概念である——を前提することにほかならず、かくしてまた循環論法に陥ることとなる。

それから逃れる方法は明証自体を他の事実と結びつきうる唯一の事実と説明することである。このように明証を事実の領域に入れ、これを独特の事実としてさらに詳細に分類することが「仮説」である点について争いはない。だが、明証概念を異論なく規定するための基本的要件——明証が「仮説」と混同されてはならないということ——もまた同様に争いえないことである。しかし、どんな事実でもその存在自体が明証的であるとするならば、それも——これから出てくるところの明証自体が一つの独特の事実であるという別の仮説と全く同様に——仮説にすぎないことは疑いを容れない。これに対しては、なかならず個々の概念や表象ではなく判断ならびに判断の結合のみが明証的でありうるというべきであろう。事実と比較的・関連的思考を通じて初めて明証的になる。概念自体はそれが事実的所与に関連すると否とを問わず明証的ではない。他方、 a は a であるとの同一性を表わす命題はたとえ a がなんら事実的

なことを意味しなくても明証的である。事實は単なる知覚によって所与のものとして認定される。しかし、判断なし判断の結合の明証性を証明するためには、それだけでは十分でない。ここで、比較と関連による思考方法をもって、観察事實の中に、明証性を形成するものを見つけ出さなければならぬ。関連的思考によって初めてaとaの間の同一性が確定され、矛盾と疑問とが除去されて一致が見つけ出されるのである。明証的な言明を生み出すために、概念的抽象と思考法則とが共同して機能する。「それゆえに思考法則は明証の源泉であると同時にその起源的な形である。」しかも、同一律と矛盾律とは直接的明証の原理として働く。これらの思考法則は観察に根ざすものであるけれども、それ自身具体的な観察中には存しない。しかし、それは「観察中に現存する現実の理念の実質を個々の原理や法則の形で」保持する。したがって明証はその本質によれば論理則に支配される関係把握(Beziehungserfassung)に基づくのであり、関係把握の基礎はハルトマンが強調するように「事物との接触(Kontakt)」である。

「明証」という概念は、その言葉に表われているとおり視覚と関係がある。自分の目で見るということは、確実性体験の基本型なのである。だがその概念は視覚による知覚判断に限定されるわけではなく、思考内容が比較的・関連的であるかぎり、あらゆる思考内容に転用されて然るべきものである。こういう範囲で理解すると、疑問の段階を超えて到達された確かな確実性はすべて、視覚による思考によるとを問わず、これを明証的と呼ぶざるをえないであろう。

しかしながら、そのような拡張がかくも容易に行なわれ、かつそのこと自体に対する異論が相応に少ないとすれば、リッケルトとフッサールとが認識論的に精確な明証の意味づけのために行なったように、明証体験を客観的な絶対的な正しさの保証として考えたいと思っても不可能ということになる。裁判官の心証形成の場合に關していえば、同一命題や矛盾命題における認識のように範疇的で究極的な認識の事例が問題になるといふことは少なく、むしろ

る日常的な心理的事実についての事例が問題になる。その場合には確実性体験が起こっても多分すぐ後でもっとすぐれた見解に道をゆずらなければならぬだろうが、だからと言ってその確実性体験が本源的種類の認識の場合よりも劣弱にしか感じられないということはない。精確な意味での明証につきフッサールが必要としたような「最も完全な充足的総合」は数学上の一定の命題を度外視するなら到底達成できないことである。他方、一定の見解が世代全体に明証的なものとして通用しても、次の世代には馬鹿げたこととしか受け取られないことがしばしばある。きわめて堅固に根拠づけられているように見える真理でも、いつの日か別の「真理」にとって代わられる運命にある。「昨日の自明の真理もおそらく今日にはすでに誤りである。」

以上の見解は次のことを意味している。すなわち、確実性ないし明証体験の際には純粹に論理的な過程は問題になりえず、範疇的・究極的な認識の解決に際しての明証体験は原理的には事実経過のいろいろな供述の組合せに際しての確信体験となんら異ならない。

この点で数学が例外になるとすれば、それは数学においては思考がその内容自体を作り、生活からそれを取り出すのではないこと、したがって初めから一義的かつ一般的に妥当する判断を許容するような理想的事例が扱われていることによる。

かくして簡単な問題解決の場合にも、裁判官の心証形成の場合にも等しく意志衝動により推進され、比較と関係把握とにより解決を導く思考行為は解決意識ないし解決感として捉えられるが、この意識ないし感は解決行為が絶対的正しさに到達する場合にかぎり存在するわけでは決してないということは確かである。なぜなら、自分なりの事実の組合せの正しさのゆえに「心証をえた」人がたとえば外部から刺激されて別の比較と組合せを行なうことによつて、従前の心証を棄て新たな心証をうることがしばしばあるからである。したがって解決感は絶対的真実ないし正

しさを裏づける事実によって根本的に条件づけられるわけではさらさらなく、第一、一次的には主観的要素・全生活態度・性格・教育・気質によって条件づけられるものである。客観的要素も解決意識の出現のために役割を果たすことはもちろんある。なぜなら、客観的に妥当する論理則に基づいてのみ関係把握は可能なことであって、それに続いて行なわれる検証すなわち（すでに解決意識により把握されている）結論の再審査は、その結論の放棄したがってその解決意識・心証の破壊に至ることもあるからである。

(72) 到達された解決ないし認識に対する信念が思考の実行の際にどういう役割を果たすかが、ここに看過すべからざる明瞭な姿で浮かび上ってくる。人間の性格の中でつちかわれ、外部の特に教育によって一定の方向に向けられ固定された確信準備状況 (Glaubensbereitschaft) は、「客観的」に明証的な判断関係によってそれへの信念を強いられることはないが、ある観察者には全く明証的と映らなくても他の観察者には否定しがたい程に確実に映るという状態となることがある。信念は常に明証の主観的付属物であって、一種の精神的行動準備 (seelische Handlungsbereitschaft) つまりいうまでもなく圧倒的に潜在意識下で行なわれる決定形成の中に現われるものである。決定形成については後に再びとりあげる。

こういう解決感ないし解決意識、確実性体験ないし満足体験は、これらをいかにもっと細かく分類すべきであろうか。

感性的感覚の領域において多様な刺激が一致する際の調和という基本的な美的感覚の場合と同様に、右に示した場合においては一致感ないし同一感が問題となる。同様に思考の領域でも、概念と判断との一致、判断中の主語と述語との一致感、他人の判断と自己のそれとの一致は明証感・知的調和感・確実感を惹き起こし、それと反対の場合には疑問感・不和感が非明証感を惹き起こすのである。

右の二つのグループの感情は共にいわゆる形式的感情 (Formalgefühl) に数えられるべきであるが、他方、形式的感情は「一般的に言って調和・一致・妥当およびその反対事実と結びつく快・不快感の第二段階に属する特殊な場合の一つ」である。この「対照」は「同化可能な」ときにかぎり快感を惹き起こす。この「対照」にとって不調和はきわめて強くかつ鋭く反応する感情である。言葉の正しさや習慣にいささかでも抵触すると、たしかにそれは感情によってとりあげられ記録される。しかし、判断において相互に矛盾する表象が併存していることとか、知覚や経験に基づかないことを主張もしくは是認することは、特に不調和と感じられる。心証からのズレがわれわれに歩み寄るときに感じられる不調和・矛盾感もこれに属する。他方、言葉や思考や観察における和合は強い快感・共鳴感・調和感を惹き起こす。

すでに述べたとおり、これらの感情はすべて、われわれの知的生活の随伴現象として十分にはまだほとんど知られておらず分析もなされていない、といった状態にある。もちろんそういう感情はこれを生み出す思考過程の正しさを測る規準には全くなりえない、ということをも十分に認識しなければならぬ。信念感・確実感・明証感・調和ないし無矛盾感が思考過程の正しさの標準でないことは、調和感が必ずしも美しさの規準でないことと同様である。そしてこのことから次のことがわかる。すなわち、解決意識ないし明証感は解決もしくは総合判断、判断もしくは判断関係の論理的正しさあるいは無矛盾性の根拠ないし原因ではなく、確定的判断に対する心的抵抗がもはや現われないうちに出現する付随物にしかすぎない。さらにこのことから次のことがわかる。すなわち、「知的一致感」は外部の権威あるいは内部の権威（「超自我」）の権威的抑圧または新たに提出される反証によって強要されるか除去されるかいずれかである。

無意識的な矛盾を含んでいる事柄や関係がある人にとって当然なことに見えたとの理由から、または他の人には全

く明らかに見えるためにもはや矛盾の見つからない判断が思考上の無矛盾性を示す決定的な点になお到達していないとの理由から、明証感を伴わない事例が生ずるのは決して稀ではない。しかし明晰化に成功しさえすれば直ちに解決感も生ずる。それにもかかわらず、一方では知的冷淡さや鈍感さ、他方では情熱的激しさや狂信的没頭の性格がしばしば決定的な役割を演ずることも明らかなことである。なぜなら、判断の正しさに関する決定が計算問題の一つであると考える純粹に理知の人の冷静な考慮は——狂信的に一つの解決に向かって突進するところの精神的に向う見ずの人の盲目的情熱が到達する点と異なる点に位置する——明証感に到達すると考えられるからである。

ヨードゥルはこの点につき正当にも次のように指摘した。すなわち、こういう成功感・一致感・力量感、これらと反対の感情と共に人格的感情も現われるが、それが現われるのは思考作業自体の難易のみでなくて、自己の能力を考慮した上での自我にとっての難易もが感じとられるかぎりにおいてである。

このことからさらに次のようにいうことができる。すなわち、解決意識は力量感・うぬぼれ感・自負感あるいは屈辱感・羞恥感・侮辱感と結びつくが、思考過程が他人の面前や監督下で行なわれれば行なわれる程その結びつきは容易である。この考察は裁判官の心証形成にとって非常に重要である。なぜなら、心証形成の際の困難さから生ずる羞恥感を克服もしくは抑圧しようとする努力は、心証形成をでっち上げる意識がそれと結びつくことを排除し、反対の疑念の自発的な打消しを一貫してもたらずからである。そういう思考作業の際に、程度は異なれ見られる熱心さは、決定を求めて苦闘している人にとって決定を獲得することが如何に困難かを示すものである。

しかし、解決意識に至る思考過程の短絡は氣質に条件づけられる解決の熱望だけに基づくのでは決してなく、思考過程自体の短絡に基づくものであることをなお強調しなければならぬ。なぜなら、同じような類似ないし近似の事態がくりかえし思考の上で理解されるならば、無意識のうちにでき上がる思考過程の経済学によって思考経過の中間

要素は飛ばされる、つまり思考過程中に無意識的に編入されるように見えるからである。このことは訓練によって覚え込むどんな仕事についても言えることである。こういう場合には先行事実が意識に上る以前に新しい関係把握が行なわれる。そして特に、連合的關係把握と呼ばれるものが問題になる。

少なくとも事態もしくは關係の把握は判断に属するということもわれわれは見て来た。だがこれでは十分でない。なぜなら、關係把握は必ずしも判断であるとはかぎらないからである。リンドワルスキーの例によると、色とりどりの線で作られた多角形につき、その規則性に関して關係把握と並んで判断が行なわれることは確かであるが、色の多様性の認識は、たとえそれが判断でないとしても、關係把握とはいえるのである。

けれども、本人による關係把握が判断にとって必要不可欠でないということは、また次のことを示している。すなわち、それ自体必要不可欠な思考作業を自分で行なわなくても、他人の見解を自分の判断とすることができ、またはさきに得られた判断を、自ら改めて解決行為を行なわなくても受け容れることができる。

もっとも、このことは当事者が判断の中に述べられている關係把握に到達すること、したがってあとから關係のつながりを認識すること、それができるかぎりにおいて可能なことである。そのような場合においても——さきに概要を述べた人格的感情を伴う本人の心証感が問題にならないとしても——受け容れられる判断には心証感が伴うのである。しかし、純粹な關係把握と同じく確実性のみが判断の本質を構成するものではないので、**能動的要素**——**事態關係**に対する既得の理解に基づく肯定もしくは否定——が解決行為を形成するのである。

よってわれわれは再び特に争われている点、すなわち有意的要素が心証形成に含まれているか、それとも確実感ないし明証感**は真相把握の中に認識されまたは感じられる調和の結果かという問題に立ち戻ることにする**。疑問消去の最終段階は、それが本当に存在するとすれば、**潜在意識中に現在する心的決定行為を通じて、それとも超自我によつ**

て行なわれる心的決定行為を通じて到達されるのか。

(77) 右の有意的要素が心証形成の最終段階に所属していることは、この問題を論じてきたほとんどの心理学者が認めているところであるが、言葉の上でも疑問消去の過程を疑問の「克服」と特徴づけて、この最終段階に行為の意味を付与していること、つまり内観という自己体験からも明らかである。判断における右の行為的要素を、実験的研究も特に特徴的なこととしている。リンドワルスキーも詳しく述べているように、関係把握の中には行為的なにかが含まれていること、しかも人が自己の「心証」と考えること——それは単なる主張にすぎない——にいかにか熱心になるか(78)ということ十分に顧慮してみれば、判断の成立につき意欲(Wollen)が決定的意味を持ち、それが「心証」主張の段階まで続くことは疑いない。

とりわけ正確に証明可能な事実の主張が問題にならない場合には、「得られた」心証の擁護の折たいてい意志——それは当然気質により異なる——はすでに心証形成の際にその方向に拘束されて存在した活動力(Aktivität)から説明できる程度の強さを示す。しかも他人の權威に基づいて下された判断においては、賛成という任意の行為があつて初めて自己の判断体験が完了に至るということが特にはつきりする。この内心の賛成という行為はほとんど例外なく無意識のうちに形成される決断によって導かれるものであるが、認識されあるいは感得される確実性と並んで判断の確実さを生む。そしてこの行為の本質は意志の確固不動性および無条件性にある。

ところでこの意志的行為(Willensakt)が——右のようにして明晰に認識されるに至った疑念が、心証形成によって動機づけされるべき行動を阻止してしまふような未決定もしくは困惑の状態を、招来する懸念のある場合にはいつでも——合理的理由によつてはもはや基礎づけられない確実性をもたらすのである。そして思考よりむしろ意志が究極的には人間生活の土台だとの認識、デカルトの「我思うゆえに我在り」よりむしろメヌード・ピランの「我意志

(79) すゆえに我在り」が精神生活固有の原動力だとの認識には深い英知が含まれている。いずれにせよ、意志的自己体験に対する洞察の方が思考過程の単なる自己観察よりも多少は超自我に近い所に位置している。

意識的意志 (bewußter Wille) ——これと恣意感・偽造感・不調和感とが結びつく可能性は常にある——が疑問の解消を達成するのではなく、疑問のため行動できない人が行爲できるようにする重要な心的メカニズムが疑問の解消を達成するのである。このことを人が自覚する——つまり心証形成の最終段階における意志的性質をこのように理解する——かぎり、「人が行動の基礎にしよう」と決断したこと」を誤って主観的眞実ないし確実性と考える誘惑に引きずられる恐れがある。のみならず、この点まで高まってきた蓋然性で表わされる中間段階は存在せず、そこには二者択一が存在するだけなのである。したがって、確信ないし決断が容易か否か、証明が上等と見えるか否かといった問題はたいした問題ではない。人がある「認識」を自分の行動の基礎にしよう」と決心したならば、そのとき正に一つの眞実ないし心証がそこにあるのであって、眞実の価値内容はもはや議論の対象にはならない。

ところで、どの「眞実」も客体と主体との間の符合、認識と認識対象との一致を意味するのであるから、心証形成(80)に導く意志決定は——さき存在しなかったしまだ存在しない——この相等性の精巧な創造を意味する。そして、こういう意志過程のメカニズムは眞実の承認のために決定的な役割を演ずる決心が——整然たる熟慮を欠く場合にも——行なわれる際に明らかになると言ってもよいように思われる。そのとき心証感に必要な確実性の程度は人により時によって異なりうるのであるが、誰によっても直観的に確実性の本質的特徴に対応すると感じられるものなのである。当然のことながらその中に存在する——当該眞実に対応しているかのように見える——重要にして不可欠のフィクションは行動状態にある行動者には決して自覚されることはない。なぜなら、そうでなければ行為準備 (Aktionsbereitschaft) にとってかくも不可欠のフィクションはその重要な目的を達成できないからである。行動者は

——自分の中で生きている自己固有の行動への決意においてのみ——心証形成、決定形成両者の速さの違いによる効果の差異を体験するのである。

裁判の領域でも絶えず迅速な決定と行動とを行なう必要が裁判官にはある。そしてこの——彼の心の準備を必ずしも考慮しない——決定形成の強制は、決してくつがえされない程確固とした事実ないし真実に基づいているとは限らない。しかし裁判官は心証を得なければならず、それを法律が彼に要求しているだけでなく、実際にも心証に到達しなければならぬから、彼は自らを軽蔑的に見るようなことはしない。このことは次の場合に可能であるにすぎない。すなわち、初めから厳しすぎる規準が課されていないとき、言いかえれば迅速な心証ならびに決定形成の「有意的メカニズム」が不可欠にして、しかもそのみが可能だと承認されているとき。

右の規準が人によって異ならざるをえないことは、人間のしたがってまた裁判官の気質および性格の多様性からしてやむをえない。裁判がきわめて不安定な状態におかれてもよいという譲歩を人は望まないが、裁判官は絶対的真実を発見できる存在でなければならぬとのフィクションも人は支持しないであろう。

獲得された確信は個々の問題解決に関係する明証体験・感情と同様になんら最終的でないということ、当座の確実性と無条件性とは右確信の検証にかかっていること、両者をわれわれはすでに見てきた。ところで、検証の必要という点では両者の場合の確実性体験になんら変わりがないことは疑いのないところである。すべての判断能力者によって行なわれるこの検証は、範囲の違いはある、どの人も一度得られた自己の心証が消失するのを見た例が数多くあるという点に基づいている。すべての思考過程の客観的正しさや信頼可能性が保証されるとは限らないことについてのこの認識によって、特に思考過程が主観的感情に伴われているとか方向づけられているとか意識される場合には、心証の基礎の正しさを測る客観的規準を探し、それによって検証の実施を企てるべきことが勧められている。人が全分

野もしくは特殊分野での思考に熟練していればいる程、単なる心証感をして問題解決の完結と考えることに抵抗を感じるものである。

ところで既述のごとく、思考過程はすべて意志動作であるから、心証的結論つまり解決もまた、まず第一に一定の目標に向けて開始された意志動作が獲得した結果を有用な作業素材として利用することが可能だという事実によって、保証される。このようにして、真理の実証的検証が履行される。なぜなら、解決意識ないし心証感が現われているにもかかわらず、結論——それが精神的であれ肉体的であれ——が企てられた意志動作にふさわしくなければ、得られた心証もその点で正しくないことは明らかだからである。もちろんその検証は結論の客観的正しさ（心証形成の段階でこれを確定することは通常不可能である）によってでなく、作業仮説（Arbeitshypothese）として得られた結論の有用性によっても達成される。したがって、解決結果や得られた心証の有用性が正しさの客観的規準なのである。

かくして、今後の思考作業のために、得られた結論の真実性ないし正しさの客観的規準としての実際の検証を考えらるならば、それはプラグマティズムの見解と全く一致する。しかもプラグマティズムは論理的演繹が一見最も純粹な形で支配している分野つまり数学を選んだ。なぜなら、数学的關係の欠陥・矛盾のない完全な体系——ユークリッドの平行線公理に基づいてこれを構築できると同様に平行線公理を否定するにとどまらず他の公理で置換さえしてしまふ非ユークリッド幾何学に基づいてもこれを構築できる——は別の説明の仕方では説明できないからである。それ自身全く矛盾のない幾何学はどれも、論理的演繹によっては優先権を与えられない。どれを優先的に応用するかを決めるのは、実際の有用性のみである。それゆえに、有用性の規準は明証感ないし心証感を努力して得るための最重要な手段の一つであり、同時にそれが心証形成過程を終結させる意志的動因（volitive Agen）の方向を規定すること

は確かである。

こういう「今後の作業」のための結論の有用性ないし妥当性は、次のいずれかの点に現われる。すなわち、当該結論がさらに進められるべき推理の基礎を与え、それが目標に貢献する別の思考過程の中に調和をみだすことなく組み込まれること。または、マッハが述べているように、精神的調和の中に入り得るか、少なくともそれをみだすものでないこと。

後者もまた思考の上での有用性を間違いなく保証する機能を有することは、特に心証形成の場合には明白である。この場合においてはいろいろな証言から得られる総合判断的結論が、同じ方向中にある今後の作業の基礎となること がしばしばである。右の結論が出され、事実像 (Tatbild) が現われ、そしてそれが価値判断 (刑罰) や予防策の基礎とされなければならない。それゆえに有用性の検証は、結論への到達ないし解決に先立って行なわれることであって、得られた結論が個々の事実と矛盾しないのはただ回顧的に見るときだけである。だから、そういう場合には検証は思考過程を伴うのであって、その思考過程は単一の問題解決の場合とは別であるが、多くの——時には非常に多くの——個別的問題解決から成り立っている。

この有用性の規準特に明証的判断——それは学問的に正しいとは言い難いとか証明できないとかされるのであるがフィクションとして適用すると利益のあることがはっきりしている——による検証は、判断ないし事実関係の理解の明証性がその「正しさ」の規準でなく、むしろ実際の検証が行なわれたか否かが唯一の規準であることをはっきりと示している。

(84) 問題解決と心証形成との根本的違いについて、なおふりかえって述べておくべきことがある。と言っても、その違いというのは明証感の本質にかかわることではない。それは一回的思考 (Okkasioneller Denken) と性的思考

(dispositioneller Denken)との違いである。一回的解決とは一つのケースについてのみ有効な解決のことであり、性向的解決とは多くの類似ケースにも適用可能な解決のことであると理解されるべきである。実生活とりわけ裁判官の心証形成については一回的思考が圧倒的に重要なことは、なにも言わなくても明らかである。心証形成のさい裁判官には一つの事件だけが眼中にあり、その事件は全く例外的であって、当事件における組合せと具体的布陣とが別の法律事件でくりかえされるということはない。けれども、そういう事実経過が数多く解明されていくうちに、証人尋問や供述の評価等につき一般的に妥当する知識が発見されるに至ることはありえないことではない。さらに、裁判官が商人・外交官・詩人・教師などと同じように合理的な論理則にしたがって思考過程を操ることはきわめて稀であり、むしろ無意識的・本能的・直観的に自己の専門分野で習得された機械的操作順序 (Routine) によって思考を進めるのがほとんどである。その思考に際しては、彼はいろいろな事実の組合せを概観し、非常にしばしば純粹に感情にしたがって自分に「正しい」と見えるものを選び、あるいは性向に合っていて時々使われる思考経過 (Denkablaut) に基づいてそれを選ぶのである。その際思考過程は厳格な推論の形で進行するのではなく、可能性を考え、矛盾のない実際的な有用性という見地から考えられる結論を推量かつ吟味しなければならぬ。だがたいていは多くの類似ケースを通して獲得され時間の経過につれて絶えず短縮される思考の機械的操作順序に基づいて推論の中間段階を跳び越え、(85) え、そうすることによって多くの個性的・一回的な要素を無視して推移するのである。裁判官は特にそのような——心証形成をうまく短縮するが法律事件の一回性を公平に評価しない——機械的操作順序 (ルーティーン) に対し警戒を怠ってはならない。迅速な裁判に非常に役立つように見えるルーティーンの短縮が、裁判官自身に自分の「心証形成」の不確かさを自覚させることなく、もしも審理・認定・判決に通暁しているとの優越感を裁判官に与える性格のものであるなら、それはつねに——短かい中断はあるにせよ——正義を裁判の根本として要求することを誇りとして

きた国民の裁判の威信にとつと非常に有害と思われるからである。

けれども右の機械的操作は——それによる心証形成の短縮の場合には裁判における「各人にその分を与えよ」(suum cuique tribuere)の理念が実現不能としても——審理期間を短縮し古くさい手続の遺物を消滅させるのはきわめて適当であるかも知れない。実務家もまた職業柄手慣れた思考作業の短縮の際に——そのことを自覚していないとしても——一定の合理的論理則を当然利用するに違いないことは自明のことである。なぜなら、多くのこういう思考法則は日常生活の上で意識的操作に関係なく思考経過をリードする指針となっているからである。

このような一回的思考とは対照的に、性向的解決もしくは一般的解決を目標とする思考は全く別の問題状況すなわちその解決が典型的意味を持つところの典型的問題を対象とする。立法者の思考もそういう思考に属するということを、ついでに述べておいて差支えあるまい。裁判的思考と立法的思考との間のこういう根本的対照性をさらに追求していくことは非常に興味のあることである。けれどもその解決行為・解決意識および検証は、一回的思考に伴う心理過程の場合と異なる。われわれにとって重要なのは、もっぱらこの点である。これと共に重要なのは意志動因(Willenstrieb)の圧倒的関与・感情の影響・感情の随伴を認識することである。これらは心証形成を可能にするもの、いな強制するものなのである。明証や心証を理性的思考固有の規準としてでなく、明らかに重要な意味を持つ無矛盾性と調和という——圧倒的に感情により規定を受ける——精神上の快楽体験として把握することもまた重要である。

訳者あとがき

裁判とは、事実を知ることである。正しい事実認定は、事案に即した公平な裁判の前提である [Käßer, Wahrheit-

tsforschung im Strafprozess (Berlin: J. Schweitzer, 1974), S. 1.]。事実認定は、このように重要な問題であるから、その研究の必要性は、非常に高い。

人がどのように感じ・考え・行動するかという問題、人がどのようにして決定を行なうかという問題、そして人の知覚・記憶などに関する科学的知識が、事実認定の研究に必要不可欠である。そして、これらの問題は、心理学の研究対象である。法的文脈における人の行動を研究する学問は、「法心理学」(Legalpsychology or psychological study)と呼ばれる。証言の信頼性は、法心理学において今世紀初頭から研究されてきた問題であるが、法心理学は一九六八年に「アメリカ法心理学会」(American Psychology-Law Society)が設立されて以降、主としてアメリカで盛んになった。次いで、イギリスでも一九七七年に「イギリス心理学会」(British Psychological Society)の中に「刑事・法心理学部会」(Division of Criminological and Legal Psychology)が設けられるに至り、法心理学は、研究の幅と深さを増しつつある状況にある。Farrington, "Psychological Research on Behaviour in Legal Context": Chap. I of Farrington, Hawkins & Lloyd-Bostock (Eds.), Psychology, Law and Legal Processes (London: Macmillan, 1979)は、法心理学がこれまで研究してきた問題の種類と研究の成果を簡潔にまとめている。これを読むと、これまでなされてきた研究の幅の広さと量の多さに驚かれる。この論文によると、事実認定に関する研究では、証言の信頼性(少年及び幼児の証言の信頼性を含む)・ウソ発見(ポリグラフの信頼性)・陪審の評決がどこまで証拠によりどこまで非法的要素によるかという問題に関する研究は非常に量が多く、且つ注目すべき発見もなされているが、本書が扱っているような裁判官の心証形成に関連する研究では、「合理的疑問を容れない」(beyond reasonable doubt)を人は数学的確率でどのように表わすかという問題の研究、「確実」(sure and certain)・「合理的疑問を容れない」・「証拠の優越」(more likely than not or preponderance of

evidence) のちがいがどのように考えられるかという問題の研究が発表されているにとどまっている。

本書は、出版されてから三〇余年を経過し、その基礎になっている心理学は、心理過程を精神構造の要素としての感覚・意思・感情などに分解し、またそれを総合するといった、要素論的・構成論的で、哲学から未だ完全に分離されていないことを特徴とする心理学である〔南「行動理論史」岩波一九七六年V一ページ参照〕。これに対し、現代の心理学は、「行動の科学」(science of behaviour) といわれ、古い心理学のように「意識現象」でなく「行動」を研究対象とし、反証可能な理論・経験的結果の再現及びコントロールされた実験にウェイトを置く。そこでは、一つのファクター(独立変数)の変化が他のファクター(従属変数)に与える影響に関する仮説をテストするために実験が行なわれる。但し、実験といっても、実生活における実験は法的・倫理的理由から困難であるので、人為的なものにならざるを得ない。そうすると、そのような実験によりテストされた仮説を実生活に一般化することの妥当性が問題にならざるを得ない。しかし、内部的妥当性と外部的妥当性を兼備した実験に基づく仮説は、「法則」として通用すると考えられる。英米の法心理学の基礎になっているのは、このような心理学である。従って、現代心理学から見ると、本書に対しては、いろいろ批判があるかも知れない。しかし、法心理学において、前記のとおり、裁判官の心証形成に関する研究がほとんど見られない現状に鑑みると、本書の存在は貴重で、古典的価値があるように思われる。

本書は、裁判官の心証形成過程を心理学でいう「問題解決」過程として扱っている。後で述べるように、最近の事実認定の研究動向の一つに、事実認定を「不確実性下における決定」と考え、統計的決定理論(statistical decision theory)を応用する研究がある。しかし、決定理論的モデルに、事実認定の複雑な要素を全部イン・プットするとは不可能であるので、この方向での研究には限界がある。そこで、事実認定を「問題解決活動」(problem solving

activity) と考え、推論行動 (inference behaviour) の記述的特徴を明らかにする方向での研究が示唆されている〔Wendt & Vlek (Eds.), *Utility, Probability, and Decision Making* (Dordrecht-Holland: D. Reidel, 1975), p. 221〕。このように、本書の基本的な考え方が正しいことは、現代においても承認されている。私が本書に対し、前記のような評価を下すもう一つの理由は、この点にある。右の方向で現代心理学の理論と方法を応用した事実認定の研究が期待される。

本書は、心証形成過程を心理学的に分析しているだけでなく、たとえば原著書一二ページ以下のように、心証と「蓋然性(確率)」の関係論など論理的な面での研究も行なっている。この方面では、一〇年ぐらい前から、確率論におけるベイズの定理や統計的決定理論を応用する研究がなされている。前者の例としては、たとえば、Finkelstein & Fairley, "A Bayesian Approach of Identification Evidence": 83 Harv. L. Rev. 489 (1970); Finkelstein, *Quantitative Methods in Law* (New York: The Free Press, 1978) などがあり、後者の例としては、たとえば、Kaplan, "Decision Theory and Factfinding Process": 20 Stan. L. Rev. 1065 (1968); Cullison, "Probability Analysis of Judicial Fact-finding Process: A Preliminary Outline of the Subjective Approach": 1969 U. Tol. L. Rev. 538 (1969); 松原「意思決定の基礎」朝倉書店一九七七年、一九九ページ以下などがあろう。Wendt & Vlek, op. cit., Sec. III では、前者の研究 Lindley, "Probability and the Law" と Fairley, "Probabilistic Analysis of Identification Evidence". 後者の研究 Marshall & Wise, "Juror Decisions and the Determination of Guilt in Capital Punishment Cases: A Bayesian Perspective" が収められている。

このように、事実認定に数字を応用する研究は、Tribe, "Trial by Mathematics: Precision and Ritual in the Legal Process": 84 Harv. L. Rev. 1329 (1971) が詳細な批判を行なう Finkelstein & Fairley と Tribe

との間で論争が展開された〔84 Harv. L. Rev. 1801 (1971)〕。また Cohen, *The Probable and the Provable* (Oxford: Clarendon Press, 1977) は、法における証明度 (degree of proof) を数学的確率を使って分析することは、多くの矛盾及び例外を生じるので、誤りであることを指摘し、証明度を数学的確率に代わって「帰納的確率」(inductive probability) とし、独自の概念により説明しようとしている。以上は、ほんのわずかな例を挙げたに過ぎないが、事実認定の論理的もしくは哲学的な面での研究は、本書が書かれたころより相当進んでいる。

この翻訳にあたっては、二人で議論して正確と読みやすさを心がけたが、私どもの力不足から誤訳など問題点が数多あるかも知れない。読者諸賢の叱正をお願いする。
〔文責・田中〕

本稿 (1) 正誤表

ページ	行	誤	正	ページ	行	誤	正
三八	一	仮りに	仮に	四九	二	RGv.	RG. v.
三九	七	微分変	微分商	〃	四	かなりの高度で	高度に
〃	一三	見究める	見極める	五〇	八	RG,	RG.
四一	一一	明確的認識	明証的認識	五一	一三	Ger S	Gers
四三	八	RGSt,	RGSt.	〃	一八	Ereie	Freie
〃	一三	仮りに	仮に	五二	一	Mon Schr Krimps,	Mon Schr Krimps.
四四	一、一五	RGSt,	RGSt.	〃	一四、一六	AaO,	AaO,
四七	二	glaubensmäßige	glaubensmäßige	五三	一	知覚	記憶力
〃	八	AaO,	AaO,	五八	七	フライエンフェルス	フライエンヘルス
四八	一六	げにはならない	げになる				